

原発問題 議会質問

2003(H15)年6月議会～2007(H19)年2月議会

1. 2004年(平成16年)9月定例会一般質問[2004年9月21日]

「島根原子力発電所について」

○尾村利成議員 質問の第5は、島根原子力発電所についてであります。

8月9日、福井県小浜市の関西電力美浜原発3号機でタービン建屋内で高温高圧の2次冷却水が噴出し、作業員5人が死亡、6人が負傷する大惨事が発生いたしました。これは日本の原発史上最多の死傷者を出す深刻な事故でありました。破裂箇所の配管は運転開始から28年間一度も検査が実施されておらず、協力会社から磨耗の可能性を指摘されていたながらも9カ月間放置したまま運転していました。国と関西電力が安全確保の責任を十分に果たしていなかったことが鋭く問われています。29歳で亡くなった高鳥裕也さんの父親は、関電社長に、社長、頼むから息子を返してくれ、このように泣き崩れました。

今回の事故は、決して美浜原発だけの問題ではありません。島根原発を抱える本県が原発の危険からいかに県民の命を守るのかが問われているのであります。

本来原発の定期検査は国が責任を持ってチェックすべきですが、規制緩和の名のもと企業任せになっています。国のチェック機能として原発を規制する原子力安全・保安院がありますが、これは原発を推進する経済産業省に置かれています。安全を厳しくチェックするには、原発の推進機関と原発の規制機関を分離させることが必要です。しかし、政府や電力会社は、原発安全神話にひたっています。安全だから検査を短くしたり省略したりしてもいいという危険な考えであります。それだけに県の果たす役割が重要なのであります。原発の安全神話を一掃し、原発の安全総点検を実施して、原発の危険から住民の安全を守ることを第一とする県政を構築しなければなりません。

この間島根原発もトラブル、事故が相次いで起こっています。昨年4月には2号機炉心シュラウドひび割れ、10月には2度の1号機燃料集合体スペーサのずれ、1号機圧力抑室内で異物確認、11月には1号機定期検査作業時における被爆、12月にも1号機定期検査作業時における被爆、本年1月には2号機原子炉給水ポンプB号機駆動用タービンの蒸気加減弁の制御装置不調に伴う出力変動、3月には配管のボルト、32本のボルト締め忘れるというこいう緩みによる2号機原子炉格納容器内冷却機の凝縮水量増加に伴う原子炉手動停止、そして4日前、9月17日に発覚した2号機原子炉再循環系配管のひび割れ、このように頻繁にトラブルが起こっているのであります。

火災に至ってはひどいものです。平成12年6月には廃棄物焼却設備投入機内での発煙、平成13年4月には1号機タービン建屋での火災、そして本年8月の2号機廃棄物処理建物3階ランドリー室での火災と、実にこの4年間で3度の火災を島根原発は起こしています。これらは一歩間違えれば大惨事へとつながるものです。

加えて島根原発の真下には活断層も走っており、住民は常に原発の危険と隣り合わせに生活しているのであります。

そこで以下、原発の危険から住民の安全と命を守る立場で質問をし、政策提案を行います。

第1に、原発は技術的に未確立であり、県の認識として原発は危険であるとの認識から出発し、原発政策の中心に安全神話を一掃することが重要だと考えますが、いかがですか、所見を伺います。

第2に、島根半島における活断層の長さが20キロメートルを超えているということが常識となった今日、活断層を8キロメートルとして3号機増設を認めた島根原子力発電調査委員会の判断の誤りは明白です。知事は、活断層と耐震設計について中国電力の見解の是非を検証するため原子力発電調査委員会に再調査を行わせ、3号機了承を取り消すべきです。所見を伺います。

第3に、原発の安全協定を実効あるものに見直すことであります。この点で提案と合わせて2点伺います。

まず1点目は、今、安全協定は島根県、鹿島町、中国電力の3社で結ばれていますが、来年3月末の合併による新松江市の誕生によってこの安全協定は島根県、新松江市、中国電力へと締結の見直しとなると考えますが、いかがですか。

2点目は、来年4月からは島根原発は県庁所在地であり、国際文化観光都市、松江市に立地する原発ということになります。美浜原発事故では、観光客のキャンセルが相次ぎ、地域経済は大打撃を受けました。鳥取県西部地震では、松江市内でほとんど被害がなかったにもかかわらず旅館のキャンセルが続出し、観光産業は大打撃を受けました。松江

市の新市のまちづくり計画では、年間観光客数 1,000 万人を掲げています。原発事故が起きた際の松江市の観光に与える影響をどう認識していますか。放射能漏れの事故及び放射能漏れがなくとも死傷者が出るような事故を想定したとき、経済損失額、風評被害額はそれぞれ幾らと推定していますか、伺います。

次に、政策提案をいたします。この間、中国電力は安全協定に違反、逸脱した対応をとってきました。平成 13 年 4 月の火災では、協定第 10 条に規定される火災時に連絡するとの条項に違反し、火災が鎮火をしてから鹿島町に連絡をする、そしてこの島根県にも連絡をしてきました。本年 8 月の火災では、火災発生時には連絡をしたものの、その後 1 時間 20 分にわたって連絡をしてこないなど協定の趣旨に反する対応でありました。青森県の東北電力東通原発では、風評被害による補償の認定手続と協定違反時の措置を明確に協定に規定しています。島根原発における新協定締結に当たり、東通原発の協定に学び、新協定締結時の追加条項とすべきことを提案しますが、いかがですか、所見を伺います。

質問の最後は、原発立地の自治体への多額な寄附金の問題であります。島根原発を抱える鹿島町にことしも 8 億 7,000 万円の匿名の寄附が寄せられました。鹿島町には 2001 年度から昨年度まで計 26 億円が匿名で寄附されています。島根町にも多額な匿名寄附が寄せられています。新聞では、寄附をしているのは中国電力と見られると報じています。島根県としてだれがこの多額な匿名寄附を行っているのか存じていますか。また、鹿島町、島根町からその取り扱いや対応について相談を受けていますか。あわせてこの多額な寄附金問題での島根県としての所見を伺います。

私は、中国電力との交渉の中で中国電力が寄附をしているのか、このように尋ねましたが、答えられないとの回答でありました。電力事業は公益事業であります。そして電力料金は適正原価に適正報酬を加えて算出されることになっております。この点から原発立地地点での寄附金は許されないと考えますが、県の考えはいかがですか。電気事業者による多額な献金は、原発推進のための自治体買収ではありませんか。そしてこの寄附が原発推進政策への誘導であり、自治体施策を変質させるのではないのでしょうか、所見を伺います。

○知事(澄田信義) 次に、原子力発電所の安全性についてであります。

原子力発電所は、いわゆる多重防護の考え方にに基づき、例えば異常動作が起こった場合に自動停止するシステムや誤動作を防止するシステムなどさまざまな対策により安全確保が図られています。

しかし、原子力発電所のような巨大システムを運用する施設では、運転に伴うトラブルや故障などのリスクはあり得るものであり、まずはそのようなことのないよう常に安全確保の努力を払うこと、また起こっても大きな事故につながらないよう措置を講じておくことが重要と考えております。

このため県としましては、原子力の開発利用に当たっては安全性の確保が大前提であるとの基本認識から地域住民の安全確保及び環境の保全を図るため中国電力と安全協定を締結し、環境放射線の監視や運転状況の把握などを行い、島根原子力発電所の安全確保に万全を期しているところであります。

また、住民の安全確保の観点から万一の緊急時に備え原子力防災体制を構築するため防災訓練の実施や防災資機材の充実に努めているところであります。

次に、島根原子力発電所 3 号機についてであります。

3 号機につきましては、本年 4 月、経済産業省原子力安全・保安院による 1 次審査が終了し、原子力安全委員会での 2 次審査が行われているところであります。1 次審査におきましては、御指摘の活断層について原子力安全・保安院から中国電力に対し追加の地質調査の指示が出され、最新の技術である浅層反射法地震探査、S 波探査とも言っておりますが、これにより調査が行われたところであります。

その結果につきましては、昨年 5 月、国の原子力安全・保安院から平成 10 年の活断層の長さを 8 キロメートルとする調査結果を覆す事実はないとの見解が示されたところであります。したがって、中国電力では耐震設計上は 10 キロメートルとして国の 1 次審査を終了しております。

原子力発電所の立地については、もとより安全性の確保が大前提であります。県としましては、以上の経緯から改めて国の調査委員会による調査の実施や 3 号機の増設についての判断を変更する必要があるとは考えておりませんので、御理解いただきたいと存じます。

○総務部長(濱田省司) 私の方から大きく 2 点、原子力発電所防災関係と公の施設の指定管理者制度関係について御答弁を申し上げます。

まず原子力発電所関係でございますが、最初に新松江市の誕生によります安全協定の見直しについての御質問でございます。

現在御案内のとおり、県、鹿島町、中国電力で安全協定を締結しているわけでございますが、この協定は地方自治法

の規定によりまして合併によりまして新松江市に自動的に継承をされるということになります。

ただ、新松江市になったことによりまして新市の側で修正が必要と考えられる部分がございますら、協議の上、必要に応じてこの安全協定を見直したいというふうに考えております。

次に、観光等への影響がどうかという御質問がございました。

仮に島根原子力発電所で事故が起こりました場合、松江市の観光にどの程度の影響があるかというお尋ねでございましたが、これは事故の程度・態様により異なってまいりますので、現時点でということだということに特定をして予想することは難しいと考えております。

ただ、国内のほかの事故による事例を聞いてみますと、今回発生をしました福井県的美浜の事故におきましては、美浜町の観光への影響について見ますと、事故後1週間で宿泊のキャンセルが123件、533人あったというふうに聞いております。

また、経済的な損失につきまして、平成11年の茨城県東海村JCOの臨界事故の際の被害補償は約130億円に上ったというふうに報じられておりまして、こういった点を承知をしてるところでございます。

いずれにいたしましても原子力発電所で大きな事故が起きた場合、観光や地元企業への影響ははかり知れないものがあるというふうに認識をいたしております。

県といたしましては、このような事故が起こらないように今後とも島根原子力発電所の周辺住民の安全と安心の確保を図るために安全協定の厳正な運用など原子力発電所の安全確保対策に万全を期してまいりたいと考えております。

○**総務部長(濱田省司)** 次に、新しい協定を締結する場合には東通原発の協定を学び生かすことにしてはどうかという御提案がございました。

この協定には、御指摘ございましたように協定違反の措置が盛り込まれておるわけでございますが、本県では平成13年に現在の協定を見直しをしておりますが、その際には県民の安全確保について責任を持つ県が県民を代表して現在の安全協定を結んでおるわけでございますし、その履行は県民の衆人監視の中にあるという考え方から、中国電力にとりましてその遵守義務は非常に厳しいものと考えておりまして、あえてこの違反措置に関する条項は設けてはおりません。

県といたしましては、協定にはそういったものは盛り込んでおりませんが、仮に違反がありました場合には事柄の内容によりまして違反事実の公表や原子炉の停止の要請などの措置を含め適切に対処する考えでございますし、御質問ございました先般の火災におきましても遺憾の意を公表したわけでございます。

また、風評被害の対応につきましては、現協定におきましてもいわゆる風評被害などの間接損害も補償の対象としております。

実際にこうした被害が生じた場合には、東通村の協定に盛り込まれてますような風評被害認定委員会を設置する方法、あるいは先ほど申しましたJCOの事故の際に茨城県が行いました県に事故補償対策室を設けるといったような方法なども想定をいたしておりますが、いずれにいたしましても県といたしましては、新松江市とも協議をいたしまして周辺住民の皆さんに理解をしていただけるような対応を考えていきたいというふうに考えております。

○**地域振興部長(藤原義光)** 次に、鹿島町に対する匿名寄附についてお答えいたします。

まず第1点目のお尋ねございました匿名寄附者名についてであります。県は報道により得た情報以上のことは存じておりません。

次、2点目の町からの取り扱いや対応について相談を受けたかということでございますが、県はそうした相談を受けたことはございません。

3点目でございますが、原発立地地点での寄附金に対する所見でございます。このことにつきましては県は市町村の行財政全般に対しましてはさまざまな評価とか、あるいは助言を行っておりますが、具体的に寄附を受けるかどうかといった点についてはそれぞれ自治体のお考えもあろうかというふうに考えております。

なお、一般論としてでございますが、電力の安定供給を果たすためには原子力発電に限らず火力発電あるいは水力発電等電源開発に当たっては広大な土地や公有水面が必要であり、環境問題等を含め地元住民の理解が不可欠であります。このような背景の中で地域社会とともに発展していきたいとの考えのもとに地域整備のために寄附が行われるということはあることと考えております。

次に、寄附が原子力発電所推進政策の誘導となるでないかというお尋ねでございますが、原発立地に際してはそれぞれの自治体が立地の必要性や安全性を踏まえさまざまな角度から十分検討を加えた上で判断されているというふうに

考えております。

2. 2005年(平成17年)6月定例会一問一答質問[2005年6月30日]

「島根原発・プルサーマル問題について」

○**尾村利成議員** 次に移ります。島根原発とプルサーマルの問題についてです。

原発の安全性について県民の不安、大きいものがございます。東京電力、中部電力、東北電力において、原発の損傷の隠ぺい事件が明らかになりました。昨年8月には、福井県の関西電力美浜原発で2次冷却水系の配管が損傷し、従業員5人が死亡、6人が負傷する大惨事が発生しました。

島根原発も事故続きです。シュラウドのひび割れ、冷却水漏れ、この5年間で3度の火災、このような中、中電が近々プルサーマル実施の申し入れを県に行うと言われてます。知事に伺います。プルサーマルについての基本認識お答えください。

○**知事(澄田信義)** いわゆるプルサーマル、プルトニウム混合燃料の利用計画につきましては、国においてウラン資源の有効利用の観点から進められているものと理解しておりますが、従来から原子力の利用に当たっては、安全性の確保が大前提であると考えており、プルサーマルの導入問題を考えるに当たりましても、住民の安全確保が第一と考えています。

○**尾村利成議員** プルサーマルですね、これは使用済み核燃料を再処理して取り出したプルトニウム、これをウラン燃料と混合して既設の原発で使用すると、今現在運転している営業運転炉で大量のプルトニウムを燃やすプルサーマルの運転、これはMOX燃料の経済性とか、こういう問題や原子炉内の熱出力が不均一になる、安全に疑問があるという世界での原発は実験段階で撤退している計画です。石油ストーブでガソリンを燃やすようなものです。

こういう危険なことをですね、私は、人口密集地である県庁所在地で行うべきではないと思います。知事、プルサーマルの中電からの実施申し出に当たって、私は、事前了解すべきでないことを求めますけれども、所見を伺います。

○**知事(澄田信義)** プルサーマルの事前了解につきましては、中国電力から安全協定に基づき申し入れがあれば、安全性や必要性についてきちんと検討し、慎重に判断したいと考えています。

○**尾村利成議員** 申し入れがあった際、県としては、どのように県民の意思を確認するんですか。調査委員会を設置するとか、県民の意見を聞く会等開催する御準備がございませぬかお答えください。

○**知事(澄田信義)** 中国電力から安全協定に基づき事前了解願の申し入れがあった場合、県議会を初めさまざまな場を通じて県民の皆さんの意見をお聞きするなどして慎重に判断したいと考えています。

具体的な検討方法などについては、正式な申し入れを受けた段階で検討したいと考えております。

○**尾村利成議員** 世界の流れというのはプルサーマル、プルトニウムの循環方式というのはやらないという流れです。日本の国内の流れ、福島県そして新潟県、福井県、プルサーマルは、これはやらないという表明をしています。

知事、私はこの点でね、プルサーマルは絶対にね、この地元県が了解してはならないということを強調しておきたいと思っております。

さきの6月の松江の市議会で、松江市が原発の事故の発生時に備えて沃素剤を配備すると、学校施設に配備する、こういう検討を始めました。県と市との検討状況お答えいただきたいと思っております。また小中高校へ配備する場合、配備校の数、配備数などの配備計画、スケジュール等についてお答えいただきたいと思っております。

○**健康福祉部長(正林督章)** 沃素剤を学校施設等へ配備することについては、これまでに松江市から協議がありません。そのため詳細については不明ですが、住民の方々への防護対策をより充実させる上で一つの方策とは考えられますので、今後松江市から協議があれば、必要性や配備場所、管理体制などについて検討してみたいと思っております。

○**尾村利成議員** ですからそれはわかりましたんで、松江市では小中高に対しての配備をね、学校にやっっていこうという、こういうことを言っているんですよ。その場合の配備校数とか配備数、そういうスケジュール等を教えてください。

○**健康福祉部長(正林督章)** 学校の数は 30 あると承知しております。スケジュール等は、今後松江市から協議があれば検討してみたいと思います。

○**尾村利成議員** ですから小中高で幾らで、幾らの配備数かということわかりませんか。

○**健康福祉部長(正林督章)** 学校数の総数が 30 だと承知しています。

○**尾村利成議員** 新松江市の誕生によって安全協定も新しく見直されるというふうに聞いております。旧協定からの補充項目として、私は風評被害の損失補償、協定違反時の罰則規定、住民参加の立入調査規定、経年化への対応規定などを盛り込むべきだと考えますけれども、県としての所見をお聞かせください。

○**総務部長(濱田省司)** 安全協定の見直しの問題でございますが、今回市町村合併がございましたが、旧鹿島町が当事者として締結しておりました協定は、法律的に当然に新松江市に引き継がれておりますので、また今お話しがありましたような、御懸念のありましたような事項につきまして、我々といたしましては、現在の協定の運用の中で必要な対応はできるというふうに基本的には考えております。

ただ、合併も行われたことでもございまして、松江市さんの御意向によりまして一部見直し、修正が必要ではないかということであれば、我々としては、それに応じまして協議をしていきたいと考えております。

現時点で松江市さんの方で方向としてですね、一定の見直しを考えていくべきではないかという問題意識をお持ちだという御意向は伺っておりますけれども、具体的にこの項目について、こういった形の見直しをしたいというふうなお話は、まだ同市の方からはいただいておりませんので、この申し入れのお話をいただいた段階でこれを検討していきたいというふうに考えております。

○**尾村利成議員** 時間がなくなりましたので、最後申し上げたいことがあります。

私は、今回の一問一答で知事の政治姿勢ということを挙げました。それは知事の進められる施策が県民の願いと、私ね、乖離していると思うんです。この間、特にお金がないということね、この間、特に県民の願いと乖離した施策決定になっているんですよ。

福祉医療の負担増がそうでしょう。障害者みんな反対だけど押し通した。そしてこれも 10 月 1 日からやると今も今もって言われる。市町村が理解してない、関係団体理解してないのにやるんだと言われる。

それから今議会の本会議でも取り上げられましたけれども、川本高校と邑智高のね、この統合ですね、地元の理解が全くないままに統合を決める。それから昨日の本会議であった県立知的障害児施設の社会福祉法人、この移管ですよ、9 万 8,680 人の署名があるけれども、これを強行する。

私は、ここは本当にひどいと思うんですよ。やはり県政のトップである知事が本当に県民の願いを聞く、声に耳を傾ける、その立場で県政を私は進めていかないと、市町村からも県民からもね、県政見放されると思うんですよ。

プルサーマルの問題も、これは世界の流れ、日本国内でもやらないという流れです。だからこの点での、私はプルサーマルの事前了解、地元了解をやらないということ、このことも強く求めて一問一答質問を終わります。

3. 2005 年(平成 17 年)9 月定例会一問一答質問[2005 年 9 月 30 日]

「原発問題について」

○**尾村利成議員** ありがとうございます。時間が 3 分しかありません。原発問題伺います。

9 月 12 日、中国電力が島根県に対して事前了解を求める申し入れを行いました。

中国電力は、2010 年からのプルサーマルの実施ということを言っているんです。この中電の実施計画に、もし合わせればですね、県としての事前了解がもうこの数年のうちにこの可否を決めないといけないことになるんですよ。私は、中

電のスケジュールにとらわれることなく、あくまで県民の意見を聞き尽くすスタンスが県に求められていると思いますけれども、県の所見をお聞かせください。

○**知事(澄田信義)** 中国電力からの事前了解願につきましては、安全性や必要性についてきちんと検討し、慎重に判断したいと考えております。

今後、広く県民の意見を伺うため、県民各層の有識者などで構成する検討組織を設置し、この検討組織の皆様の意見や県議会での議論、さらには原子力工学などの専門家の見解などを総合的に勘案し、地元松江市とも協議の上で事前了解の可否について判断したいと考えております。

検討のスケジュールについては、検討組織の皆様とも御相談しながら決めていく必要があると考えており、現時点でどの時点までに結論を得るという目算は立てておりません。

○**尾村利成議員** 知事、検討委員会の設置ですけれども、これは公開していただけますね。

○**知事(澄田信義)** そのような公開の方向でですね、検討委員会の方をお願いしたいと思っております。

○**尾村利成議員** 総務部長、先般山口県の上関原発ですね、この上関原発の陸域ボーリングの調査を中電行ったと、このとき中電が自分で環境保全計画つくったんですね、この環境保全計画では、ボーリングするときに外部に濁水は流さないということを言ってたけれども、しかし、これ中電みずからそういうことをつくっておきながら破ったんですよ。山口県はかんかん怒ったわけです。

これについての島根県のね、中電のとった態度に対する見解を、それから、この間、中電が県と結んでいる安全協定、私は趣旨に反する違反を何度もしてきたと思うんですよ、そういう安全協定の違反が何回あったのか、それはどういう内容だったのか。それから、もし安全協定をね、この間、私、踏みにじってきたと思うんだけど、火災の問題なんかで、この協定違反を繰り返さないための県としての決意を伺わせさせていただきたい。

○**総務部長(濱田省司)** 議員から御指摘がございました山口県の上関での事案についてでございます。

私どもも、その状況をお聞きをいたしまして、一言で申し上げまして非常に遺憾な事例だというふうに考えております。

この原発の建設でございますとか、運営、運用といったものに関しましては、我々当然、県民の皆さんとの信頼関係第一ということと考えておまして、その意味で、今回のような事態でございますと、県民の皆さんの目から見ますと、中国電力は言ってることとやることが違うんじゃないかと、こういうことになりますと、先ほど知事が答弁いたしましたように、今からいわゆるプルサーマルの問題も検討していかないといけない、中国電力から話を聞いていかないといけないわけですけれども、そういうすべての根底といいますか、基盤になります信頼関係に問題が生じるということになると思いますので、今回の事態については、中国電力におきまして、真摯に御反省をいただいて、誠意を持って対応していただくようお願いしたいと強く思っているところでございます。

それから、安全協定の問題でございますけれども、今まで本県の島根原発におきまして、いろいろなトラブルなり器具のふぐあい等が発生しました際に、我々その都度原因究明を求めましたり、再発防止を求めて申し入れをしておるということはございますけれども、安全協定そのものの違反というような事態は、今のところ特にないと承知しております。

これは安全協定に基づきます例えばそういったトラブル等起こりましたときに、通報をしていただくですとか、立入検査を県の方でお願いをしたときには、それをちゃんと受け入れてもらうというようなことが安全協定に書いてあるわけですが、こういったこと自身をやらなかったり拒否したりということはございませんので、その意味で安全協定違反ということが今まであったということは考えておりませんが、先ほど申しましたようなトラブル、ふぐあいに対する対応ということもございまして、またそういったトラブル等の通報自身は行われはしたんですけど非常にタイミングを失したというようなケースもございまして、こういった場合につきましては、その都度強く申し入れをしておるということでございます。

また、今後について、協定につきましては、これは広域事業者たる中国電力がそういった立場で、県民の皆さんの監視のもとです、この協定の運用が行われるということでございますから、そのことが最大の履行の担保となると思っておりますけれども、今後、仮にそういったケースが生じましたら、事案によりまして、場合によってはそういう違反の事実があったという場合になれば、その公表でございますとか、原子炉の必要な場合には運転の停止を要請するでございますとか、そういった対応も含めまして厳正に適切に対応してまいりたいと考えております。

○**尾村利成議員** 知事、事前了解の問題でね、私は、事前了解に当たってはね、プルサーマル是非の住民投票はぜひやっていただきたい、こう思っていますが、知事の御所見どうです。

○**知事(澄田信義)** プルトニウム混合燃料の使用計画に係る事前了解の可否につきましては、その必要性とか、あるいは安全性などについて専門家の見解も含め慎重に検討する必要があります。その判断に際しては、広く県民各層の有識者からなる検討組織を、先ほど申し上げましたように設置し、その御意見を伺った上で、県民を代表する県議会における御議論を踏まえながら、知事である私が責任を持って判断すべき事柄であると考えており、住民投票の実施は考えておりません。

○**尾村利成議員** 私はね、その点では時間ないですから、再度また委員会等でも特別委員会等設置されれば申しませうけれども、やはり住民投票というのは、今まで日本3回やってますからね、この島根でもね、ぜひともやるべきだというふうに思います。

最後にね、地域振興部長、私はね、地域振興部長の見解伺いたいのは、原発立地自治体に対する寄附金についてです、中電です、国にはしてないと回答してきたんですよ、県民の代表である私、県議や、または安全対策協議会では、それそやったかどうか答えられないというふうに言うんですよ。こういう事業者の対応というのは、県民への説明責任と情報公開に対する挑戦だというふうに私考えるんですけど、所見いかがですか。

○**地域振興部長(藤原義光)** 本年2月の島根県原子力発電周辺環境安全対策協議会におきまして、県議等の中国電力とのやりとりにつきましては、当日担当の課長が出席しておりましたので、その報告を受けておりますし、また明る日の新聞にも報道されておりましたので、中身については承知しております。

中国電力が国に対して寄附していないというふうな発言をしたかということにつきましては、中国電力からは、そういう発言の事実はないというふうな報告を受けておりますが、一方、新聞報道によりますと、国の担当補佐は、中国電力の方から寄附の事実はないという回答があったというふうに報道されております。

したがって、一体どちらだったかという部分については、不明な点がありまして明確な答弁がいたしかねますけれども、一般論で申し上げますと、今日の社会におきましては、行政であってもあるいは企業であっても、いわゆるアカウンタビリティ、説明責任をですね、きちっと果たすということが求められておると、そういう社会だというふうに思っております、そうした考え方で事に当たる必要があるというふうに思っております。

○**尾村利成議員** 県議の皆さんもわかりづらかったので、少し言わせてください。

昨年11月、私、資源エネルギー庁へ行っただけです。資源エネルギー庁の室長補佐と会ったんです。中国電力が鹿島町と島根町に約48億円の寄附をしているということが疑われているもので、私は国に聞いたんですよ、そしたら、国の資源エネルギー庁の方が中電の東京支社に問い合わせたと、中電の東京支社はね、自分たち中国電力は一切寄附していませんということを国に言ってるんですよ、国には。私は、そのことを国の資源エネルギー庁の室長補佐から聞いて、ことしの2月の安対協、原発の安全対策協議会で、どうですかということの中電に言ったら、そのことは答えられないと言ってますよ、だから国にはね、自分たち中電は寄附はしてないと言っただけ、私が、安対協、知事も出たおられた、松江の市長も出たおられた、その場で私が質問したそれには答えられないと言ってますね。

私は、中電が不誠実だと思うのは、ことしの2月のところでね、私は、そういう報道があったときに、ならば私にね、話をしてくれればいいじゃないですか、中電は。私が言うのは、今日時点でこういう質問をするから、先ほど藤原部長が言われたような答弁をせざるを得ないということになってる、私はここにも電力会社の不誠実さがあると思います。

最後に一言申させてください。プルサーマルですけど、原発はウランの燃料使用が大前提です。MOX燃料を使えば原発の機器に無理な負荷がかかります。事故の危険性が高まります。これが1点、大問題です。

それから、MOX燃料は毒性が高い、事故時の危険性は大変な増大があります、これが2点。

それから3点目、商業用としてプルサーマルは国内で実績はありません。試験もしないで、いきなり営業で実験することは乱暴きわまりない話だと思います。私は、島根県として、プルサーマルは絶対に実施させてはならない、このように思います。

知事のこの点での、私は、プルサーマル事前了解はこれは受け入れないということ、私は心からお願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

4. 2005年(平成17年)11月定例会一般質問[2005年12月2日]

「原発・プルサーマル計画について」

○尾村利成議員 次に、原発・プルサーマル計画について伺います。

11月28日、住民団体、女性団体、農協、自治会の代表者らの12人で構成する「プルトニウム混合燃料に関する懇談会」が発足しました。

懇談会での議論を深めていくことは当然であります。プルサーマル是非の議論は、地元松江市民はもちろんのこと、全県民的な議論、検討なしには結論を出すべきではありません。

プルサーマルとは、使用済核燃料を再処理して得たプルトニウムをウラン燃料と混合して、既設の原発で使用することです。プルトニウム循環方式は、使用済核燃料の再処理から、プルトニウム燃料による発電、使用済みのプルトニウム燃料の再処理まで、あらゆる段階で深刻な危険が伴い技術的にも見通しが不明なものです。

アメリカ、フランス、ドイツが撤退する中で、今もってこのプルトニウム循環方式に固執しているのは日本だけあります。国内では、福島、新潟、福井はプルサーマル凍結を決定しています。

澄田知事は、先の9月議会で自分自身の責任でプルサーマル導入是非を判断すると強弁され、住民投票実施を拒否されました。

しかし、県民は知事に白紙委任したものではありません。命にかかわる本当に重大な問題です。県民的議論と納得なしに絶対にゴーサインを出すべきではないということを強く求め、以下伺います。

第一に、プルサーマル計画の是非について、広く県民の声を聴く機会を設け、住民団体などを招いて公開討論を実施するなど、県民に開かれた検討と論議を求めますが、いかがですか所見を伺います。

第二に、プルサーマル凍結を決めた福島県、新潟県、福井県の主張や事情を調査するために視察団を派遣するなどして、今後の参考にすべきと考えますが所見を伺います。

第三に、私はこの間、安全協定見直しについて、風評被害の損失補償規定、住民参加の立ち入り調査規定、経年化への対応規定を求めてきましたが、締結に向けた協議状況はどうなっていますか、また改定時期はいつ頃ですか、伺います。

○知事(澄田信義) 次に、いわゆるプルサーマル計画に係る検討方法についてお答えします。

中国電力からの事前了解願についての判断に際して、広く県民の意見を伺うため、県民各層の有識者などで構成するプルトニウム混合燃料に関する懇談会を設置しました。去る11月28日に第1回目の懇談会が開催されましたが、この会合において、会議は原則として公開で行うことが確認されております。また、懇談会による検討作業の過程では、専門家などからの意見聴取に加え、この問題についてさまざまな御意見をお持ちの県民の皆様もお招きして、その御意見を伺う機会を設けていただくこととしております。

次に、プルサーマルに関しての他県の実情調査についてお答えをします。

御指摘の福島、新潟、福井の3県においては、関係の電力会社との信頼関係を損なうようなトラブルの発生などにより計画が凍結または白紙撤回の状態となっているものと承知しており、これらの県に改めて調査団を派遣する考えはありません。

一方、最近では佐賀、愛媛、静岡の各県においてもプルサーマル計画導入の動きがありますので、こうした他県の状況につきましては、その都度必要に応じて関係の県から情報を入手し、本県における判断の参考としたいと考えております。

○総務部長(濱田省司) 島根原子力発電所に係ります安全協定の見直しについてお答えを申し上げます。

松江市の方から合併を機会にこの安全協定を充実をする方向で見直したいという旨の申し入れがございまして、現在内容的に県民の皆さん、あるいは市民の皆さんにわかりやすい協定としていくということ、あるいは万全の措置といたしまして発電所が重点的に取り組むべき事項を明文化、明確化をしていくという考え方に基きまして具体的な協議を関係者、中国電力含めまして関係者で行っているところでございます。

具体的な項目といたしましては、議員から御指摘がございました30年を迎えました1号機の高経年化対策の問題でございまして、周辺地域の住民の代表の方々が県・市が立入検査を行う場合に同行をするといった問題、さらには風評

被害の補償などの問題、こういった問題を含めまして他県の協定の事例なども参考にいたしまして、協定上こういった問題をどのような文言で盛り込むことができるかという観点について、事務レベルでの協議を進めているところでございます。

議論の整理はかなり進んできておりまして、松江市さんの方も、できるだけ早く新しい協定を締結したい御意向と聞いておりますので、遅くとも年度内には新しい協定の締結ができて作業が完結するように調整の作業を急ぎたいと考えております。以上であります。

○尾村利成議員 再質問を4項目行わせていただきます。

まず一つ目はプルサーマルです。

私は、プルサーマルの是非という点で、知事に県民の声を聞く機会を設けるべきではないか。また、住民団体などを招いた公開討論を実施すべきではないかということをお求めました。この面での答弁がなかったというふうに考えますので、この点御答弁してください。

原発3号機の増設の際ですね、県民の意見を聞く会などたくさんやったわけです。それが十分、不十分の評価の問題はありまじょうが、今度のプルサーマルというのは、まさしく危険な問題です。私は、この点で大いに県民的議論、検討なしには、この是非の判断は県としてはつけるべきではない。どれだけ県民の声を聞くかということが大切だと思いますので、この点での答弁を求めます。

○知事(澄田信義) 尾村議員の再質問にお答えします。

プルサーマルについての県民の声を聞き、また公開討論の場を設けてほしいというお話でございます。

先ほど答弁いたしましたように、28日に懇談会の第1回目を開催いたしました。この場で、この懇談会は公開を原則とするということが確認されております。また、この懇談会、これから何回となく開催されるわけでありましたが、検討作業の過程で、もちろん専門家からの意見聴取をやることによって専門家の意見も聞きますけれども、さまざまな意見をお持ちの県民の皆様おられますから、そういう方々もお招きしてその御意見を伺う機会を設けていただくということにしております。その場で十分ですね、意見は申し述べていただくということが可能でございますので、この懇談会の制度を十分に活用してまいりたいと思っております。

5. 2006年(平成18年)2月定例会一般質問[2006年3月2日]

「島根原発・プルサーマルについて」

○尾村利成議員 次に、島根原発・プルサーマルについて伺います。

中国電力は、MOX燃料を自動車のハイオクに例えて「レギュラーガソリンとハイオクの違い」と説明し、プルサーマル導入で原子炉の出力を抑制する制御棒の効が悪くても安全の範囲内であると強弁します。とにかく安全です、心配いりませんと市内各地の説明会で安全・大丈夫論を強弁し、安全神話をふりまいています。果たして県政は、国まかせ電力会社まかせの安全神話に追従していいのでしょうか。これで県民の安全と命をまもれるのでしょうか。

もともとプルサーマル計画は、わが国のプルトニウム循環方式の本命とされていた高速増殖炉の開発がもんじゅの事故で頓挫し、それに代わる大量の余剰プルトニウム利用の主役として浮上してきたものです。まさに、安全性や処理、処分について十分な検討のない場当たり的な計画であり、プルトニウム循環路線に固執してきた政府の原子力政策の破綻をごまかすものでしかありません。

この国策が住民の安全性を犠牲にすることは絶対に許されないことを私は強調するものです。

この立場から以下、伺います。

第一に、相次ぐ島根原発のトラブル・事故について県としてどう認識していますか。1号機、2号機のトラブル回数やその原因をどう分析し、どう評価しているのですか、伺います。

第二に、MOX燃料はウラン燃料に比べて、ペレットの融点の低下、即ち燃料は溶けやすくなり、制御棒の効が悪くなり危険性が増し、事故が起こりやすくなると考えますが、県としての所見を伺います。

第三に、知事は県民の理解と合意がプルサーマル実施の大前提と言われていますが、県民に対する説明責任、および県民合意をいかなる基準をもって判断されるのですか。その基準、ものさしを明確にお答えください。

○知事(澄田信義) 次に、プルサーマル計画に関する県民の皆さんへの説明や合意形成についてお答えします。

中国電力からの事前了解願に関して検討をお願いしているプルトニウム混合燃料に関する懇談会は、広く県民の御意見を伺うという観点から、県民各層から委員に就任いただいているところです。

先日の懇談会では、10名の県民の皆さんから賛否両論の意見を聴取され、現在、委員間で議論が開始された段階ではありますが、懇談会の議事は公開で行われ、その検討経過についてはホームページや広報紙など各種の広報媒体を通じて県民の皆さんへの周知に努めているところです。

プルサーマル導入の可否の判断に当たっては、こうして県民各層の参加を得て行われた懇談会の意見を踏まえ、県としての考え方を整理したいと考えています。その上で地元松江市の意向も伺い、県民を代表する県議会にもお諮りをした上で最終的な対応を決定したいと考えております。このような手順を踏むことにより、県民の皆さんに検討の経過を逐次説明をしながら、県民の皆さんの御理解が得られる適切な判断を行うことができるものと考えております。

○総務部長(濱田省司) 原子力発電所、あるいは人事、組織にかかわる御質問についてお答えをいたします。

まず、原子力発電所のトラブルや機器の不具合に対する認識についてであります。

昨年、島根原子力発電所の方では、昨年前半を中心に7件のトラブルや不具合が生じております。このうち、法律で規定する事故に該当するものは1件でございました。また、安全協定では、こうした法律の対象外となります設備の不具合などにつきましても安全確保を図るという観点から、県への連絡対象事項というふうに定めておまして、こうした観点から、再循環ポンプのメカニカルシールの取りかえのために原子炉停止となったというような場合につきまして、安全協定に基づく連絡を受けているというところでございます。

昨年来のこれらのトラブルあるいは不具合は、作業管理上に問題があったということから、中国電力に対しまして検査の徹底あるいは保守管理、品質保証体制の充実、再発防止対策の実施など適切な対応をとるよう強く要請をいたしたところであります。

次に、これまでの1、2号機のトラブルの回数、あるいはトラブルの原因の分析評価はどうかという点についてでございます。島根原発の1、2号機の運転開始以来、先ほど申しました法律で規定をいたします事故・トラブルに該当する事象の発生件数は、1号機は12件、2号機は7件発生をいたしております。1年当たりの発生件数に直しますと1基当たりで0.4回という数字となります。

参考までに全国の原子力発電所での発生件数を見ますと、平成16年度までのデータで見ますと年1基当たり0.5回ということになっておまして、数字的にはやや低い数値となっているというふうに考えております。

これらの事故・トラブルなどの原因といたしましてはさまざまでございますが、一つには、運転管理上の問題、2点目には、点検のときなどにおきます作業管理に問題があったというもの、3点目には、落雷、雷などの自然現象によるもの、こうしたものが主なものでございますけれども、最近見ますと、特にこのうちの作業管理に原因するものが連続して発生しているというふうに認識しております。このため、中国電力におかれましては、信頼性向上検討委員会を設置をされ、検討結果を踏まえて対応策を講じられたというふうに承知をいたしております。

我々県といたしましても、事故・トラブルの大小にかかわらず、安全問題に対してきちんと調査、分析、評価を行いまして対処していくということは安全確保の基本として非常に大切なことというふうに考えております。我々といたしましても、引き続き安全の確保というのを第一とした島根原子力発電所の運転管理が行われますよう、安全協定に基づきまして厳正に対処していきたいと考えております。

次に、いわゆるプルサーマルのMOX燃料使用によりまして安全性への影響についてはどう考えているかというところでございます。

このMOX燃料の使用によりまして安全性への影響につきましては、現在、プルトニウム混合燃料に関する懇談会におきまして、さまざまな角度から検討をいただいているところでございます。懇談会の中では、今まで専門家の方をお招きをして、さまざまな立場の方をお招きをして意見を聞いていただいておりますけれども、例えば、今御質問にございましたように、原子炉の出力を制御する制御棒のきき方につきまして、この制御棒のきき方が小さくなって、原子炉の停止能力の余裕がなくなり、安全性の余裕がなくなるという御指摘、御意見を述べられる専門家もおられましたし、またこれに対しまして、原子炉の停止能力の余裕が減少することは確かではあるけれども、MOX燃料配置の工夫などによって必要とされる原子炉の停止余裕は十分確保できると、こういう御見解を述べられる専門家もおられたというふうに承知をしております。

現時点では、これらの専門家の御意見を踏まえて、委員間で議論が開始をされた段階でございます。県といたしまして

は、今後懇談会で取りまとめられる御意見あるいは専門家の見解を踏まえまして、県としての考え方を整理しまとめたいと考えております。

6. 2006年(平成18年)6月定例会討論[2006年7月4日]

「プルサーマル事前了解願いを基本的に了解とした知事判断について、この知事判断は適切、妥当なものであるとした委員長報告について」

○尾村利成議員 最後に、「プルサーマル事前了解願いを基本的に了解とした知事判断について、この知事判断は適切、妥当なものであるとした委員長報告について」です。

島根原発2号機でのプルサーマル実施について、県民の理解と合意はありません。プルサーマル導入は、県民の命と安全を脅かすものであり、断じて認めることはできません。以下、その主な理由を4点申し上げます。

第1に、県民の不安は解消されておらず、県の説明責任は不十分であり県民の理解と合意は得られていないことです。県は、プルトニウム懇談会や安対協顧問の意見を聞き了解の判断に至ったとし、この判断で県民の理解が頂けると強弁します。そして、この間、プル懇の議論をホームページに公開したり、新聞広報を行ったから県民への説明責任は果たしていると言いますが、果たしてそうでしょうか。

現在、松江市では住民説明会を開催中であり、8月には公開討論会を計画しています。そして、これらの中から出された地元の意見や質問を集約し、国に対して質問をし、またその回答を市民に返し、市民合意を計るとしています。

一方、県は住民説明会の開催やシンポ、公開討論会の開催など、一切実施せず県民の意見を掌握する努力を怠った上で拙速に了解の結論を出しました。

経済産業省でさえプルサーマル導入は住民合意が前提であるといっています。県民の理解と合意を得ず県民を置き去りにした上でのプルサーマル容認は許せません。

第2は、プルサーマル計画自体が、原発の現状の危険をいっそう増大させる「百害あって一利なし」の計画であるということです。

プルサーマル計画には、①アクチノイド(ダーティプルトニウム)の量が増えて、原発で働く人々への危険を増大させる ②大事故(過酷事故)が発生すれば、被害をいっそう増大させる ③外国の事例をはるかに越える大規模なもので、いきなり営業炉に導入することは周辺住民をモルモット代わりにした危険な実験にまきこむ ④モックス燃料が使用済みになれば、ウラン燃料の使用済みより厄介になる ⑤核燃料サイクル政策は経済性もなく、国民負担を増大させる ⑥プルトニウム循環に固執してきた国の原子力政策が破綻し、国民に「百害」を押しつけるものである—など多くの重大な問題があります。

第3には、今年の5月6日と相次いで、広島工業大学の中田高教授によって、新たな活断層が発見され、島根原発の耐震安全性が根底からくつがえっていることです。

中田教授は、千数百年前に活動した全域18キロの活断層で、M7クラスの地震を起こす可能性がある」と強調し、1、2号機はもとより、3号機も含め、国の設置許可審査が誤りであったことを指摘しています。

第4には、金沢地裁の志賀原発「運転差し止め判決」で、島根原発も含め既存原発の国の耐震設計審査指針に科学的妥当性がないことが指摘されたことです。

島根原発の耐震設計に用いられている基準地震動(S2)は、M6.5の直下型地震を想定して、1号機=300ガル、2号機=398ガル、3号機=456ガルとなっています。ところが、2000年10月に起きた鳥取県西部地震は、活断層がないとされた地域にもかかわらずM7.3の地震が発生。しかも、震央から約8キロ離れた場所で、地下百メートルの岩盤に設置された地震計で最大574ガルを記録しました。

島根原発近くに巨大地震を引き起こす活断層があり、島根原発の耐震設計が、そうした地震に耐えうるものではないこと、さらにプルサーマルの場合は、現在の原発と比較にならない大被害を及ぼす危険性は明らかです。

知事は、プルサーマル実施は国による厳格な安全審査と中国電力における適正な運転が前提だといっています。金沢地裁判決や新たな活断層の発見は、この間の国と中電の安全審査が杜撰であり、国と中電の信頼性は崩壊しており、プルサーマル実施の前提が崩れ去っています。

以上の理由から、島根原発の耐震安全性の抜本的見直しをはかるとともに、プルサーマル計画への了解を撤回することを求めます。

よって、プルサーマル事前了解願いを基本的に了解とした知事判断について、この知事判断は適切、妥当なものであるとした委員長報告について反対いたします。

7. 2006年(平成18年)9月定例会一般質問[2006年9月20日]

「原発・プルサーマルについて」

○尾村利成議員 質問の最後は、原発・プルサーマルについてです。

先の6月県議会で、県は、島根原発2号機でのプルサーマルについて県民の理解と合意は得られているとし、プルサーマル実施について基本的に了解するとしました。

しかし、8月20日に開催された松江市主催のプルサーマルシンポジウムにおいて、この間の県の説明は事実と反することが実証されたのではないのでしょうか。

シンポジウムには570人の市民が参加し、プルサーマルの必要性、安全性について推進派、慎重派のパネリストが厳しく、激論を戦わせました。そして、会場からの質問は相次ぎ、時間切れで質問打ち切りという事態となりました。このことから明らかなように、プルサーマルへの県民の不安は全く解消されておらず、県の説明責任は不十分であり、県民の理解と合意は、得られていないことは明確です。

シンポジウムでは、活断層や耐震安全性確保についても不安の声、多数出されました。

そこで伺います。

第一に、県として松江市の実施したプルサーマルシンポをどう評価していますか。また、県民の理解と合意を得るために、今後いかなる施策を展開するのかが所見を伺います。

第二に、耐震安全性確保の問題や活断層問題で松江市と協力して、住民説明会やシンポジウムを開催すべきと考えますが、いかがですか。

第三に、上本庄町での活断層調査にあたって、県として中国電力に対し、変動地形学的調査やトレンチ調査を実施するよう求めるべきと考えますが、所見を伺います。

○知事(澄田信義) 尾村議員の御質問にお答えをいたします。

次に、島根原子力発電所2号機のプルサーマル計画に係る松江市主催のシンポジウムの評価と御指摘の県民合意についてお答えします。

今回の松江市主催のシンポジウムは、松江市が市民からプルサーマル計画に関する意見等を聞くために開催されたと聞いており、プルサーマル計画についての理解を深めていただく機会の一つになったと思います。中国電力からの事前了解願いについては、懇談会の報告、安対協顧問の意見を踏まえ、さまざまな角度から慎重に検討を行い、基本的に了解するとの判断に至ったものであり、また、県民の代表である県議会においても、この判断は適切、妥当として了承いただいたところであり、県の考えについては、県民の皆様の御理解をいただいたものと考えておるところでございます。

なお、プルサーマル計画については、これまでも県のホームページや新聞広報により、県民の皆様に検討の経過を逐次お示しするなど、広報に努めてきています。先般、9月2日放映の県の広報テレビ番組、シマネスクナウでプルサーマルを取り上げ、また9月上旬にはプルサーマルの広報パンフレットを県内全域を対象に配付するなど、広報活動を行っているところであります。今後とも各種広報媒体を活用して広報活動に努めていきたいと考えております。次に、中国電力の上本庄町の活断層調査について、変動地形学的調査などの実施を中国電力に求めるべきとのお尋ねについてであります。

昨日改定された耐震設計審査指針では、活断層調査は既存文献の調査、変動地形学的調査、地表地質調査、地球物理学的調査などを適切に組み合わせる十分な調査を実施するよう記載されております。中国電力においては、国の指導のもと、個別具体的な調査手法であるトレンチ調査も含め、この新指針に基づき適切に調査されるものと理解しております。したがって、県としましては、改めて中国電力に対して変動地形学的調査等の実施を求めることは考えておりません。

○総務部長(加松正利) 次に、島根原子力発電所2号機のプルサーマル計画に係る松江市主催のシンポジウムの評価と御指摘の県民合意についてお答えします。

今回の松江市主催のシンポジウムは、松江市が市民からプルサーマル計画に関する意見等を聞くために開催されたと聞いており、プルサーマル計画についての理解を深めていただく機会の一つになったと思います。中国電力からの事前了解願いについては、懇談会の報告、安対協顧問の意見を踏まえ、さまざまな角度から慎重に検討を行い、基本的に了解するとの判断に至ったものであり、また、県民の代表である県議会においても、この判断は適切、妥当として了承いただいたところであり、県の考えについては、県民の皆様の御理解をいただいたものと考えておるところでございます。

なお、プルサーマル計画については、これまでも県のホームページや新聞広報により、県民の皆様に検討の経過を逐次お示しするなど、広報に努めてきています。先般、9月2日放映の県の広報テレビ番組、シマネスクナウでプルサーマルを取り上げ、また9月上旬にはプルサーマルの広報パンフレットを県内全域を対象に配付するなど、広報活動を行っているところであります。今後とも各種広報媒体を活用して広報活動に努めていきたいと考えております。

8. 2006年(平成18年)11月定例会一問一答質問[2006年12月5日]

「原発・プルサーマル問題について」

○尾村利成議員 最後に、県の地域防災計画と原発プルサーマルの問題についてお聞きします。

県の地域防災計画の問題では、県は想定地震として島根県東部の想定地震に松江南方地震を規定しています。私はこの松江南方地震というのは、もう既に科学的な根拠を失っていると。県東部における地震想定というのは、科学的に明らかになった宍道断層、鳥取西部大地震とすべきであって、計画の見直しを求めるものです。また、専門家を含めた被害想定検討会の設置などを求めますけれども、知事これ所見お聞かせください。

○知事(澄田信義) 御質問の点でありますけれども、現在の地域防災計画(震災編)におきましては、県内の歴史地震資料、それから地震観測資料、活断層の資料などを調査しまして、活動性、都市への影響度合いなどを考慮しまして、松江南方などの4カ所にマグニチュード7レベルの大規模な想定地震を設定しまして、人的被害とか、あるいはライフラインなどについて被害想定を行ったところです。

鳥取県西部地震による県内の人的被害や建物被害は、松江南方の想定地震を超えるものではありませんでした。また、宍道断層については、現在中国電力で調査中でありまして、その結果については国において確認されることとなっております。現在の被害想定と大きく異なるものかどうか判明しておりません。

今後、これまで想定しておりました被害規模を大幅に上回るなどの新たな知見が得られれば、専門家を含めた検討委員会の設置を含めまして、地域防災計画を見直すべきかどうか検討してまいります。

○尾村利成議員 活断層の問題が出ましたんで、少し原発問題に行かせてください。

中国電力の土用ダムの測定データの改ざんですね。それから、下関発電所の公害防止協定違反、それから西郷発電所のばい煙規制値超過など、会社ぐるみでの相次ぐ中電の不祥事が明らかになっています。この点での知事の御所見お聞かせください。

○知事(澄田信義) 今御指摘のありました相次ぐ不祥事の発覚は、これまでの中国電力と地域との信頼関係を損なうものであり、まことに遺憾であります。

中国電力においては、今回の事態を真摯に受けとめ、再発防止策に取り組み、県民の信頼及び安心の確保が図られるよう努めていただきたいと考えております。

○尾村利成議員 データを改ざんした子会社が今活断層の調査を行っているんですよ。果たしてこれでいいのか。この点で果たして信頼性があるのか。この点、知事どうお考えですか。

○知事(澄田信義) 現在原子力安全保安院は、新耐震設計審査指針に照らした耐震安全性の評価を実施するよう、原子力事業者等に指示を行っております。その際、事業者が耐震安全性を評価するための評価手法とか、あるいは事業者が行った耐震性の評価を確認するための確認基準を示しています。

中国電力においては、活断層の調査について調査内容の適切性をみずから確認するとともに、第三者機関のチェック

を受けて、透明性を確保するとしています。

一方、原子力安全保安院は、中国電力の行った調査あるいは評価結果につきまして、その評価手法も含めて妥当性を確認し、その結果を総合資源エネルギー調査会の専門委員会に報告する、その報告をした上で、その確認の結果をさらに原子力安全委員会に報告するとしております。

県としましては、国においてこのような手順を踏んだ上で、耐震性をきちんと確認されるものと考えておりまして、県独自で活断層調査を実施するといったようなことは考えておりません。

○尾村利成議員 県民の間で、相次ぐ中電の不祥事、この点でやはり電力会社への信頼性と安全性というのは揺らいでると私は思います。知事は、プルサーマルの実施に当たって、適正な運転というのが前提の条件だというふうに言われたわけですが、適正運転。しかし、この土用ダムデータの改ざんでも、今の社長みずから、当時の支店長だったですけど、社長みずからの構造的なこの隠ぺいがあったと。それから、下関発電所も10年前から不正に設定したということも明らかになった。こういう事態なわけですね。私はこういう点で適正運転、信頼が崩れた以上、前提条件が崩れた以上、プルサーマルの了解は撤回すべきと考えますけど、いかがですか。

○知事(澄田信義) 従来から原子力の利用につきましては、安全性の確保が大前提であると考えておりまして、今回の不祥事に関連して、島根原子力発電所のデータ管理について、中国電力から改ざんはないとの報告を受けております。

一方、国におきましては、他の電力会社でも憂慮すべき事案が続いて発生したということから、原子力発電を含めた各発電設備に対して総点検の指示を出されたところであります。

このような取り組みがなされておりますので、中国電力の総点検結果や今後の再発防止策への取り組みを見守りたいと考えております。したがって、プルサーマルの基本了解を撤回することは、考えておりません。

○尾村利成議員 その活断層の問題で言えば、中電も、それから国もその1号機、2号機原発建設のときにはないと言っておった。しかしながら、その3号機建設でありましたと、こうなったわけですね。この点では、国に対する信頼も今揺らいでいるという状況に、私はあるというふうに思うんです。

そこで、やはり県としてしっかり活断層や耐震問題について調査検討するその組織を立ち上げるべきだと。あらゆる専門家の意見もしっかり聞くべきだと。そして、県民に情報を提供するべきだ、県としての説明責任をしっかり果たすべきだと私はこのように考えます。活断層があるところに危険なプルサーマル、これは多くの県民は決して望んでいない、撤回を求めているということを私は強調して質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。